

三田市在宅医療・介護連携
支援センター 通信 vol.6

三田市在宅医療・介護連携支援センター

〒669-1321

三田市けやき台3丁目1番地1 三田市民病院内

TEL:079-565-8766

FAX:079-565-2667

担当:宮田・石橋

医療・介護関係者の皆様へ

平素より三田市在宅医療・介護連携支援センターの運営にご協力・ご理解いただきありがとうございます。この度、第6号となる三田市在宅医療・介護連携支援センター通信を発行いたしましたので、お時間のあるときにご覧ください。新型コロナウイルスに加え、暑さ厳しき折ではございますが、お体にはくれぐれもお気をつけください。

～事業所紹介～

このコーナーでは三田市内の事業所に執筆を依頼して、事業所の紹介をして参ります。当センターからご依頼させていただく場合もありますが、紹介を希望される事業所がございましたらご連絡お願いいたします。

今回の事業所紹介は **三田高原病院** です。ご寄稿ありがとうございました！

当院は、医療提供の必要性があり、日常生活全般においても介助を要する患者様が対象の長期療養可能な、360床の医療療養病床です。

窓からの景色は、三田の田園風景を一望できる絶景で、居室・廊下も広く、ゆとりと安らぎを感じて頂ける療養環境となっております。

看護・介護部では、一人一人の患者様に寄り添って、喜んで頂けるケアを目指し、院内研修に力を入れております。

理学療法士と作業療法士によるリハビリテーションでは、筋力低下予防・褥瘡予防等を目的に、殆どの患者様にリハビリを提供できる体制を整えております。

また、患者様の受け入れ先としては、医療機関に限らず、施設や在宅からも幅広くお受入しており、身寄りの無い方(生活保護受給等)の入院相談や、入院時のお迎え無料サービスも行っております。

2025年問題に向け、地域医療構想が進められていく中、地域医療の一端を担う病院として、患者・家族様に選ばれるようスタッフ一同、頑張っております。

(三田高原病院 南野相談員)



次回号にて同じグループの療養型病院の「三田温泉病院」のご紹介をさせていただきます。

三田市在宅医療・介護連携支援センターでは2020年4月よりホームページをリニューアルいたしました。

ぜひ当センターのホームページもご活用ください

ホームページアドレス

<https://www.renkei-sanda.hyogo.jp>

※ホームページ内にある医療介護資源情報は登録制です。情報公開・共有に同意された事業所にパスワードを配布しております。情報変更は随時受け付けております。

【医療療養病棟（病床）についての基本的理解】

医療療養病棟（病床）とは

- ・医療保険制度を利用して入院する病棟で、急性期治療が終了し、病状は安定しているが、継続した医学的管理・処置が必要な人に医療と看護・介護があわせて提供されます。
 - ・診療報酬上、「療養病棟入院基本料1」と「療養病棟入院基本料2」に分けられます。
- 患者の病状・状態（医療区分、表1）と身体機能の状態（ADL区分、表2）に応じて、診療報酬を算定しています。
- ・「療養病棟入院基本料1」では、入院患者のうち、医療区分2, 3の該当者が入院患者の8割以上、
 - ・「療養病棟入院基本料2」では、医療区分2, 3の該当者が入院患者の5割以上の要件が定められています。

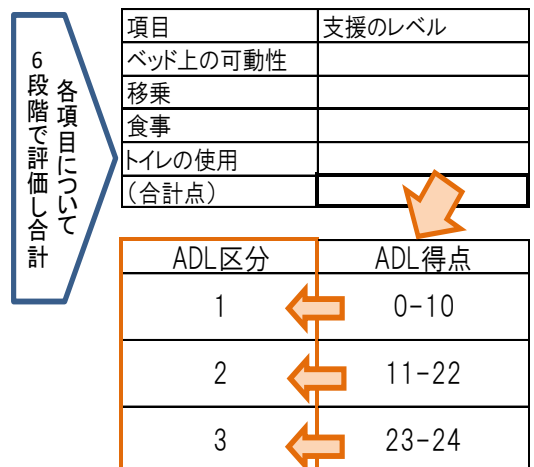
表1 医療区分

	状態・疾病・処置
医療区分3	【疾患・状態】 ・スモン ・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態（医療区分2又は3に該当する項目がある場合） 【医療処置】 ・24時間持続点滴、中心静脈栄養、人工呼吸器使用、ドレーン法、胸腹腔洗浄、発熱を伴う場合の気管切開および気管内挿管、感染管理室における管理、24時間酸素療法（常時流量3ℓ分以上を要する状態等）
医療区分2	【疾患・状態】 ・筋ジストロフィー、多発性硬化症、筋委縮性側索硬化症、パーキンソン関連疾患 ・その他の難病（スモンを除く） ・脊髄損傷（頸髄損傷） ・慢性閉塞性肺疾患（COPD） ・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍 ・肺炎 ・尿路感染症 ・リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内 ・脱水かつ発熱を伴う状態 ・体内出血 ・頻回の嘔吐かつ発熱を伴う状態 ・褥瘡 ・末梢循環障害による下肢末端開放創 ・せん妄 ・うつ状態 ・暴行が毎日みられる状態（原因、治療方針を医師を含め検討） ・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態（医療区分2又は3に該当する項目がない場合） 【医療処置】 ・透析 ・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養 ・喀痰吸引（1日8回以上） ・気管切開、気管内挿管のケア ・頻回の血糖検査 ・創傷（皮膚潰瘍、手術創、創傷処置） ・酸素療法（医療区分3に該当するもの以外のもの）
医療区分1	医療区分2, 3に該当しない者

日本慢性期医療協会定期会見より一部抜粋

表2 ADL区分

0	自立	手助け、準備、観察は不要又は1-2回のみ
1	準備のみ	物や用具を患者の手の届く範囲に置くことが3回以上
2	観察	見守り、励まし、誘導が3回以上
3	部分的な介助	動作の大部分(50%以上)は自分でできる・四肢の動きを助けるなどの体重(身体)を支えない援助を3回以上
4	広範な援助	動作の大部分(50%以上)は自分でできるが、体重を支える援助(例えば、四肢や体幹の重みを支える)を3回以上
5	最大の援助	動作の一部(50%未満)しか自分でできず、体重を支える援助を3回以上
6	全面依存	まる3日間すべての面で他者が全面援助した(及び本動作は一度もなかった場合)



※ 入院適応の有無については、必ず一度、各医療機関にお問い合わせください。